

# 伊勢市障害福祉サービス等事業所安定運営支援金（令和7年度分） の申請について

伊勢市健康福祉部 高齢・障がい福祉課

## 1 趣旨

原油価格や物価高騰の影響を受けながらも、サービスの安定的な提供を継続している伊勢市内の障害福祉サービス等事業所を支援するとともに、利用者負担の増加を防ぐため、支援金を交付します。

## 2 対象事業所、交付に係る要件及び交付金額

区分	サービス種類	交付金額（1事業所あたり）
入所系	短期入所、施設入所支援、共同生活援助	(1) 電気料金 1,500 円に定員を乗じて得た額 (2) ガス料金 285 円に定員を乗じて得た額 (3) 食材料費 11,400 円に定員を乗じて得た額 (4) ガソリン代 900 円に車両の保有台数を乗じて得た額
通所系	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス	(1) 電気料金 900 円に定員を乗じて得た額 (2) ガス料金 210 円に定員を乗じて得た額 (3) 食材料費 3,900 円に定員を乗じて得た額 (4) ガソリン代 2,250 円に車両の保有台数を乗じて得た額
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、就労定着支援	(1) 電気料金 10,650 円 (2) ガス料金 2,250 円 (3) ガソリン代 900 円に車両の保有台数を乗じて得た額

- ※ 令和6年度から申請時点まで引き続いてサービスを提供しており、原油価格や物価高騰の影響を受けている、市内にある事業所が対象です。但し、公立で運営されている事業所については除きます。
- ※ 1事業所につき交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。
- ※ この表において、定員及び保有車両の台数は、令和7年4月1日における定員及び保有車両の台数とします。
- ※ 申請対象となる車両については、交付申請を行う事業所・施設が、所有している車両及び賃貸借契約を締結して使用している車両であって、自らガソリン代を負担している車両のうち、以下のいずれかの用務に使用している車両となります。
  - ①利用者の送迎
  - ②障害福祉サービス等事業所職員等による利用者の居宅への訪問
  - ③利用者の医療機関への通院等上記条件を満たす車両のうち、複数の事業所・施設において共用している車両については、最も使用時間が長い事業所・施設において申請してください。
- ※ 訪問系事業所については、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、一つの事業所とみなします。

【例】

  - 居宅介護事業と同行援護事業、計画相談支援事業及び障害児相談支援事業 etc.
  - 介護保険サービスの「訪問介護」と障害福祉サービスの「居宅介護等」etc.  
⇒介護保険サービスと障がい福祉サービスを一体的に実施している場合は、原則、介護保険サービスとして、介護保険課へ申請してください。

### 3 申請方法

#### (1) 提出書類

- ① 伊勢市障害福祉サービス等事業所安定運営支援金（令和7年度分）交付申請書（様式第1号）
- ② 事業所別申請額一覧（様式第2号）
- ③ 事業所別個票（様式第3号）
- ④ 誓約書（様式第4号）
- ⑤ 請求書（様式第5号）
- ⑥ その事業所の運営に原油価格や物価高騰の影響を受けていることが分かる書類（領収書写し等）

- ※ 申請者は、事業所申請（開設）者として登録されている法人となります。複数の事業所を運営している法人については、まとめて申請してください。

(紙で提出の場合)

- ※ 交付申請書及び請求書の「申請額」、「請求額」については訂正が認められません。提出前に金額に誤りがないか確認をお願いします。
- ※ 申請書の申請額以外の箇所を訂正する場合は、二重線で訂正し、訂正箇所に申請者が署名(申請書の申請者欄に押印がない場合。)をするか、申請書に押印した印と同じ印の押印をお願いします。申請者欄に押印がない場合の訂正印での訂正は認められません。
- ※ 請求書の振込先は申請者(法人)名義の口座を記載してください。事業所名義など、法人以外の名義の口座を使用する場合は、別途委任状を提出してください。
- ※ ⑥の領収書等は、電気料金、ガス料金、食材料費、燃料費のいずれかの経費について、申請時点で直近の支払いがわかるものを提出してください。また、領収金額の内訳(数量、基本料金、単価等)がわかるようにしてください。詳細は「記入例」をご確認ください。

## (2) 提出方法

原則、Eメール、郵送(持参も可)

## (3) 提出先

(Eメール) syougai@city.ise.mie.jp

(郵送) 〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市役所 高齢・障がい福祉課 障がい福祉係 中村

## (4) 受付期間

令和7年10月31日(金)まで

※お早目の申請をお願いします。

## 4 お問い合わせ先

高齢・障がい福祉課 障がい福祉係 中村

電話番号 0596-21-5558 / ファックス 0596-20-8555

メール syougai@city.ise.mie.jp

## 5 その他留意事項

- 本支援金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定の取り消し、及び返還を求める場合があります。

申請いただいた事業が申請要件に該当しているか確認するため、現地確認をさせていただく場合があります。